

**公益財団法人鹿児島県住宅・建築総合センター**  
**構造計算適合性判定業務手数料規程**

平成27年5月19日制定  
令和8年3月17日改定

**(趣旨)**

第1条 この規程は、公益財団法人鹿児島県住宅・建築総合センター（以下「住宅センター」という。）が構造計算適合性判定業務規程第21条に基づき実施する構造計算適合性判定（以下「判定」という。）の業務に係る手数料、及び構造計算適合性判定(任意)業務規程第18条に基づき実施する構造計算適合性判定(任意)（以下「任意判定」という。）の業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

**(構造計算適合性判定手数料)**

第2条 判定の申請に係る手数料は、申請に係る建築物（建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方式のみで接している場合においては当該建築物の部分）ごとに表1に定める額とする。

**表1 構造計算適合性判定手数料**

構造計算適合性判定に係る建築物の床面積の合計	判定手数料
500㎡以内	178,000円
500㎡を超え、1,000㎡以内	208,000円
1,000㎡を超え、2,000㎡以内	255,000円
2,000㎡を超え、10,000㎡以内	328,000円
10,000㎡を超え、50,000㎡以内	465,000円
50,000㎡を超えるもの	811,000円

- 2 住宅センターより適合判定通知書の交付があった建築物の計画を変更して建築物を建築し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをする場合の前項の表の床面積の算定に当たっては、床面積の2分の1の面積（床面積が増加する場合にあっては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた面積）とする。
- 3 任意判定の申請に係る手数料は、前2項による額に消費税を加算した額とする。

**(帳簿記載証明書の発行及び適合判定通知書の再交付に係る手数料)**

- 第3条 判定の帳簿記載証明書の発行手数料及び適合判定通知書の再交付に係る手数料は、1件につき2,000円とする。
- 2 任意判定の帳簿記載証明書の発行手数料及び適合判定(任意)通知書の再交付に係る手数料は、前項の額に消費税を加算した額とする。

**(手数料の減免)**

第4条 住宅センター理事長が特に必要と認める場合は、前2条に規定する手数料を減額し、または免除するものとする。

**(手数料の支払方法)**

第5条 判定又は任意判定の申請をした建築主又は国の機関の長等（以下「建築主等」という。）は、第2条又は第3条に定める手数料を住宅センターが交付する請求書に記載の支払期日までに、納入するものとする。

2 前項の手数料納入が次の指定銀行口座への振り込みによるときは、振り込みに要する費用は建築主等の負担とする。

(1) 指定銀行及び支店名

鹿児島銀行県庁支店

(2) 口座番号及び口座名

普通預金 3612

ザイ) カゴシマケンジュウタクケンチクソウゴウセンター

#### 附則

(施行期日)

この規程は、平成27年6月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、令和8年4月1日から施行する。